

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、契約前に「五條市個人情報保護条例」及び「五條市個人情報の取扱いを伴う事務の委託に関する基準」に基づき、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することにより個人情報の保護に必要な措置を行っている。

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年10月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関連事務
②事務の概要	①予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、B類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務及び実費徴収等の事務。 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく、新型インフルエンザの特定接種・住民に対する予防接種に関する接種事務及び実費徴収等の事務。 番号法においては、別表第一項番10または別表第一項番93の2に基づき、予防接種法または新型インフルエンザ等特別対策措置法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第10項、別表第一の93の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会事務> 番号法第19条第8号 別表第二の第16項の2、第17項、第18項、第19項、第115項の2 <情報提供事務> 番号法第19条第8号 別表第二の第16項の2、第115項の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	すこやか市民部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課 課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五條市(すこやか市民部 健康推進課) 五條市野原西6丁目1番18号 0747-22-4001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五條市(すこやか市民部 健康推進課) 五條市野原西6丁目1番18号 0747-22-4001(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスの防止として、複数人でのチェック体制を定めている。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自庁システムの副本登録画面について、必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限の設定及びアクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離籍時のログアウトの徹底、住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する等、必要な対応を行っているため、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I, 5、②所属長	保健福祉センター 所長 額田 一郎	保健福祉センター 所長 吉原 克彦	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I, 5、②所属長	保健福祉センター 所長 吉原 克彦	保健福祉センター 所長 森本 豊和	事後	人事異動により変更するもので、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成26年11月20日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成26年11月20日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	I, 5、②所属長	保健福祉センター 所長 森本 豊和	保健福祉センター 所長	事後	様式変更によるもので、重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年1月22日	I, 1、②事務の概要	本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務及び実費徴収等の事務を行うものである。番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることとなる。	①予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務及び実費徴収等の事務。 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく、特定接種・住民に対する予防接種に関する接種事務及び実費徴収等の事務。	事後	事務が新たに追加されたことによる。
令和3年1月22日	I, 4、②法令上の根拠	<情報照会事務> 番号法第19条第7項 別表第二の第16項の2、第17項、第18項、第19項 <情報提供事務> 番号法第19条第7項 別表第二の第16項の2	<情報照会事務> 番号法第19条第7項 別表第二の第16項の2、第17項、第18項、第19項、第115項の2 <情報提供事務> 番号法第19条第7項 別表第二の第16項の2、第115項の2	事後	事務が新たに追加されたことによる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月22日	I, 1、②事務の概要	①予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務及び実費徴収等の事務。 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく、特定接種・住民に対する予防接種に関する接種事務及び実費徴収等の事務。	①予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務及び実費徴収等の事務。 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく、新型インフルエンザの特定接種・住民に対する予防接種に関する接種事務及び実費徴収等の事務。	事後	
令和3年1月22日	I, 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第10項	番号法第9条第1項 別表第一の第10項、別表第一の93の2	事後	
令和3年12月10日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年3月24日	I. 4. ②法令上の根拠	<情報照会事務> 番号法第19条第7号 <情報提供事務> 番号法第19条第7号	<情報照会事務> 番号法第19条第8号 <情報提供事務> 番号法第19条第8号	事後	番号法改正による変更
令和4年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年3月24日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年3月24日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	5. 評価実施機関における担当部署	すこやか市民部 保健福祉センター 保健福祉センター所長	すこやか市民部 健康推進課 健康推進課課長	事後	重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	II, 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和7年10月21日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。